

# PATENT ABSTRACTS OF JAPAN

(11)Publication number : 62-114609

(43)Date of publication of application : 26.05.1987

(51)Int.Cl. B01D 13/01

(21)Application number : 60-254687 (71)Applicant : EBARA CORP

(22)Date of filing : 15.11.1985 (72)Inventor : INO TAKAO

MARUYAMA SHINSAKU

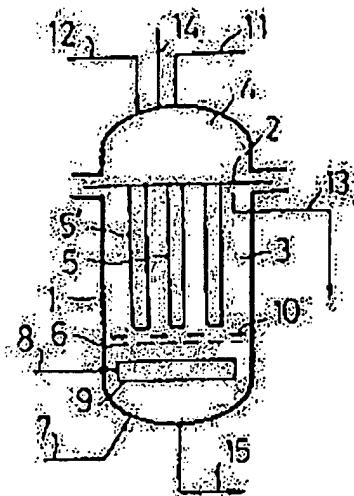
## (54) HOLLOW YARN MEMBRANE FILTER

### (57)Abstract:

**PURPOSE:** To effectively perform air scrubbing with a small quantity of air, by stretching a network which allows liquid to pass through it but does not allow bubbles of air to pass through, over a distributing plate excepting such part thereof located just and nearly under a hollow yarn membrane module, causing air bubbles of air scrubbing to be passed intensively only from just and nearly under said module.

**CONSTITUTION:** A network such as a wire gauze 10, etc., having such meshes that allow liquid to pass through them but do not allow bubbles of air to pass through because of the action of surface tension is stretched over the upper surface of a distributing plate 6 located under hollow yarn membrane modules 5

disposed in a filter chamber 3. In this case, a part of the wire gauze 10 just and nearly under each module 5 is cut off so that bubbles of air are allowed to pass only through the cut off part. After continuous filtration of liquid to be treated fed through a feed pipe 7 for a predetermined period of time, back washing is carried out. Air scrubbing is conducted by blowing off air bubbles into water from an air blow-off pipe 9. The air bubbles pass only through the cut off part of the wire gauze, causing the hollow yarn membranes to vibrate, so that attached matters on the surfaces of the membranes are effectively separated.



---

**LEGAL STATUS**

[Date of request for examination]

[Date of sending the examiner's decision of rejection]

[Kind of final disposal of application other than the examiner's decision of rejection or application converted registration]

[Date of final disposal for application]

[Patent number]

[Date of registration]

[Number of appeal against examiner's decision of rejection]

[Date of requesting appeal against examiner's decision of rejection]

[Date of extinction of right]

④ 日本国特許庁 (JP)      ① 特許出願公開  
 ② 公開特許公報 (A)      昭62-114609

③ Int.Cl.  
B 61 D 13/01

識別記号      廷内整番号  
8014-4D

④ 公開 昭和62年(1987)5月26日

審査請求 未請求 発明の数 2 (全4頁)

⑤ 発明の名称 中空余隙ろ過装置

⑥ 特願 昭60-254687  
 ⑦ 出願 昭60(1985)11月16日

⑧ 発明者 猪野 隆夫 東京都大田区羽田旭町11番1号 株式会社荏原製作所内  
 ⑨ 発明者 丸山 真策 東京都大田区羽田旭町11番1号 株式会社荏原製作所内  
 ⑩ 出願人 株式会社荏原製作所 東京都大田区羽田旭町11番1号  
 ⑪ 代理人 弁理士 高木 正行 外2名

明　　細　　書

1. 発明の名体 中空余隙ろ過装置

2. 特許請求の範囲

1. 壇内に、外側から内側へ通流してろ過する中空余隙からなる中空余隙モジュールを配設し、該中空余隙モジュールの下部に板状板を設け、該板状板の下部に板状板及び空気を導入するようにした中空余隙ろ過装置において、前記板状板の前記中空余隙モジュールの真下近傍の部分以外に、液を通すが気泡を通さない固体を損傷したことを特徴とする中空余隙ろ過装置。

2. 前記板状体の網目が20メッシュ以上、詳しくは25~40メッシュである特許請求の範囲第1項記載の中空余隙ろ過装置。

3. 前記板状板が、板状板の外周と隙間に近い前記中空余隙モジュールとの間に気泡遮止め用のスカートを設したものである特許請求の範囲第1項又は第2項記載の中空余隙

ろ過装置。

4. 壇内に、外側から内側へ通流してろ過する中空余隙からなる中空余隙モジュールを配設し、該中空余隙モジュールの下部に板状板を設け、該板状板の下部に板状板及び空気を導入するようにした中空余隙ろ過装置において、前記板状板の前記中空余隙モジュールの真下近傍の部分以外に液を通すが気泡を通さない固体を損傷し、さらに壇内の空気吹出し部より下方まで延長した圓形物流出管を配設したことを特徴とする中空余隙ろ過装置。

5. 前記板状体の網目が20メッシュ以上、詳しくは25~40メッシュである特許請求の範囲第4項記載の中空余隙ろ過装置。

6. 前記板状板が、板状板の外周と隙間に近い前記中空余隙モジュールとの間に気泡遮止め用のスカートを設したものである特許

特開昭62-114609 (2)

請求の範囲第1項又は第2項記載の中空系膜ろ過装置。

### 3. 発明の詳細な説明

#### (産業上の利用分野)

本発明は、外側から内側へ通液してろ過する中空系膜からなる中空系膜モジュールを適用し、液体中に含まれる微細な懸濁物質をろ過するための中空系膜ろ過装置に関するものである。

#### (従来の技術)

槽内に外側から内側へ通液してろ過する中空系膜からなる中空系膜モジュールを配設し、該中空系膜モジュールの下部に整流板を設け、該整流板の下部にろ過すべき被処理液及び逆洗液のエアスクラビング用の空気を導入するようにした中空系膜ろ過装置では、ろ過時に槽内下方に圧入された被処理液は、その上部の整流板によって整流されて中空系膜モジュールに至り、各中空系膜の外側から内側へ通液されてもろ過され、ろ過は中空系膜の内側から剥離し、蒸発されて槽外に取り出される。

空気吹出し口を設ける方法もあるが、構造ならびに操作が複雑になるという欠点があった。

本発明は、このような従来の欠点をなくし、極めて簡単な構造によって十分なエアスクラビングを行い、逆洗効果を高めることができる中空系膜ろ過装置を提供することを目的とするものである。  
(問題点を解決するための手段及び作用)

本発明は、槽内に、外側から内側へ通液してろ過する中空系膜からなる中空系膜モジュールを配設し、該中空系膜モジュールの下部に整流板を設け、該整流板の下部に被処理液及び空気を導入するようにした中空系膜ろ過装置において、前記整流板の前記中空系膜モジュールの真下近傍の部分以外に液を通すが気泡を通さない網状体を取設したことを特徴とし、さらに加えて、槽内の空気吹出し部の真上以外で前記網状体の上面に上端が開口し下端が空気導入時に該網状体下部にできる空気泡より下方もしくは槽内の空気吹出し部より下方まで越えた箇所を通過する装置を配設したことを特徴とする中空系膜ろ過装置を提供するもので

このようならろ過を継続するうちに、各中空系膜の表面には被処理液中の懸濁物質が付着され、次第に通液抵抗が増大するから、所定時間後にはろ過を停止して逆洗を行わなければならない。逆洗は、ろ過時とは逆に、逆洗用の加圧水を各中空系膜の内側から外側へと逆方向に注入して表面の付着物を網がし易くし、さらに槽内下部に空気を吹き込んで上昇する気泡により中空系膜を振動させて表面の付着物を剥離するエアスクラビングが行われている。したがって、エアスクラビング効果を高めるためには、中空系膜と気泡とを十分効果的に接触させる必要がある。

#### (発明が解決しようとする問題点)

しかしながら、従来のエアスクラビングでは、整流板のほとんど前面にわたって下部から気泡が通過するために、中空系膜と接触しない気泡も多く、効果的な振動を行わしめるためには多量の空気吹込みを必要とするという欠点があった。また、気泡との接触効果を高めるために、各中空系膜モジュールの真下近傍に空気吹出し口を開口させた

ある。

したがって、エアスクラビングの気泡を、中空系膜モジュールの真下近傍からのみ集中的に通し、効果的なエアスクラビングを行い、その他の部分からは気泡なし通過しないから、使用する空気量は少なくてすみ、さらに中空系膜表面から剥離された固形不純物のうち網状体上に貯留するような大きなものがあったときは、固形物流出管を通じて槽部に洗い流し、槽外へ排出することができる。

#### (実施例)

本発明の実施例を図面を参照しながら説明すれば、第1図は全体の概略模式図であるて、槽1内に仕切板2にてろ過室3とろ過室4とに区画され、ろ過室3内に外側から内側へ通液してろ過する中空系膜の樹脂板からなる中空系膜モジュール5が配設、支持され、各中空系膜の端部はろ過室4内に開口されている。ろ過室4内の中空系膜モジュール5の下部には、液体及び気泡が通る整流板6が設けられ、整流板6の下部に被処理液の導入管7と空気導入管8が開口され、空気導入管8は

## 特開昭62-114609 (3)

整流板6の下部に設けられた、一本のパイプ又はそれに効率の抜きを追加させ、空気吹出し口を設けた空気吹出し管9に通なっている。

さらに、整流板6の上端(又は下端)には、液体は支障なく通り抜けるが、表面張力の働きによって気泡が通り抜けることができない程度の目詰きを持つ金網10、その他の鋼板体(多孔板を中心)が強化され、第2回にも示すように、金網10の各中空部品モジュール5の真下近傍の部分を切り欠いて、この切欠部以外のところからは気泡が通り抜けることができないようになっている。この気泡の通過を阻止する金網10の網目は2.0メッシュ以上がよく、通常のエアスクラビング用の空気圧(1~2.5 MPa程度)に対しては2.5~3.0メッシュが最適である。

図1回中、11はろ過装置、12は逆洗用の加圧空気導入管、13はエアスクラビング空気排出管、14はベント、15はドレンを示す。

しかし、ろ過すべき液処理液は導入管7から逆洗室3内の整流板6の下部に注入され、整流板

6及び金網10を通過して液滅されて各中空部品モジュール5に至り、それぞれの中空部品の外側から内側へ液滅されてろ過される。中空部品の内側に入ったろ過は、ろ過室4内に止められ、ろ液排出管11から外部へ取り出される。

このようなろ過を実現するうちに、中空部品の先頭には結晶層中の結晶物質が堆積され、次第に液滅抵抗が増大してくるから、所定時間後にはろ過を停止して逆洗を行う。厚ち、逆洗用水をろ過板由管11からろ過室4内に導入し、加圧空気導入管12から加圧空気を導入して圧力を加えると、逆洗用水は各中空部品の内側に導入したのち外側へ流出し、中空部品表面の付着物を剥がし易くし、その後空気によるエアスクラビングを行う。

エアスクラビングは、空気導入管3から空気圧1~2.5 MPa程度の空気を導入し、空気吹出し管9から水中に吹き出すと、気泡は上昇するが表面張力の働きによって金網10の部分では気泡の通過が阻止され、金網10の下部に空気層が形成され、金網10を切り欠いた部分、即ち各中空部

品モジュール5の真下近傍からのみ気泡が通り抜け、中空部品と効果的に接触し、中空部品を効率させて表面の付着物を剝離する。このとき、気泡は中空部品モジュール5の真下近傍からのみ上昇し、他の部分からは阻止されるので、役用する空気量は少なくとも効率的なエアスクラビングが行われ、その結果エアスクラビング空気排出管13から排出される。

このようなエアスクラビングを含めた逆洗操作終了後は、ろ過室3内の水はドレン15から排出され、剥離された付着物も金網10の切欠部などから水と共に流れ出る。

次に、他の本発明の実施例を説明する。

この主要部は前述した第1回及び第2回示例と同じところはないが、逆洗(エアスクラビングを含む)時に中空部品から剥離された付着物中の大きな固形不純物が金網10上に堆積することがあり、これを除去するために、第3回に示すように、中空部品モジュール5の真下近傍以外の過目網所に、金網10の上面に上端が開口し下端がス

クラビング空気が金網10下側につくる空気層より下方かしくは空気吹出し管9の空気吹出し口より下方まで延長した固形物排出管16を設置したものである。

したがって、中空部品表面から剥離された小さい固形不純物は、ろ過室3内の水をドレンする際に金網10をも通過して洗い流されますが、固形不純物が比較的大きいと、台座10上に残留する。しかし、金網10上に残留した固形不純物は、ドレンの底に固形物排出管16を堵て管3の底部に洗い流され、管外へ排出されることになる。

この固形物排出管16の下端は、空気吹出し口より下に位置しているから、エアスクラビング時に気泡がこの固形物排出管16内に導入することはない。

なお、前述した何れの実施例においても、管3の壁と整流板6との間に隙間があると、この隙間から気泡が逃げてそのまま上昇し、エアスクラビング効果が低下する。これを防ぐためには、第4回に示すように、整流板6の外側と管3に近い

## 特開昭62-114609(4)

中空角膜モジュール5'との間の部分で、壁板6の下間に気泡排出防止用のスカート17を設けし、気泡の排出を防止するようにするのが好ましく、エアスクラビング効果の低下が防止される。

## (発明の結果)

以上説明したように、本発明によれば、気泡を産さない固体体を、その一部を剪欠いて壁板6に張りしただけの様で簡単な構造によって、エアスクラビング時に中空角膜モジュールの直下近傍にのみ気泡を集中して導くようしたものであるから、少ない空気量で効率的なエアスクラビングを行うことができ、空気吹出し部の構造も簡略化されて操作も容易となり、また、第二番目の発明のように、さらに固体物排出管をも記憶すれば、上記効果に加えて、倒産されて途中に残された固体不純物の排出と同時に進行することができるものである。

## 4. 図面の簡単な説明

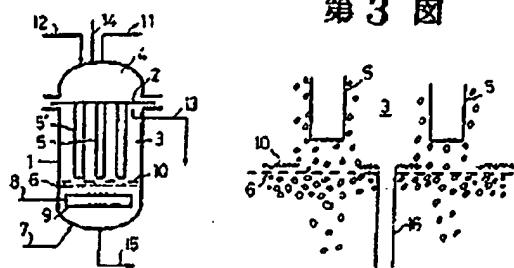
図面は本発明の実施例を示し、第1図は全体の概略模式図、第2図は槽内の一剖面を示す断面説明

図、第3図は槽内の一剖面を示す断面説明図、第4図は本発明の一実施形態を示す槽内的一部の断面説明図である。

1…槽、2…仕切板、3…ろ過室、4…ろ過室、5、5'…中空角膜モジュール、6…壁板、7…導入管、8…空気導入管、9…空気吹出し管、10…金網、11…ろ過板排出管、12…加圧空気導入管、13…エアスクラビング空気導出管、14…ペント、15…ドレン、16…固体物排出管、17…スカート。

特許出願人 株式会社 在原製作所  
代理人弁理士 萩木正行  
代理人弁理士 萩原義之  
代理人弁理士 佐田平次郎

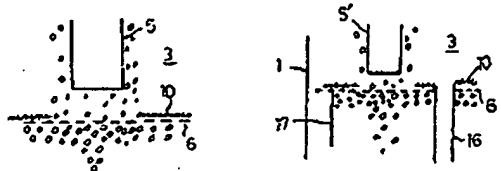
第1図



第3図



第2図



第4図

